

高知市東部総合運動場場内除草剪定業務 仕様書

本仕様書は、高知市東部総合運動場内の樹木の剪定及び除草等を行い、樹木の健全な育成を助けるとともに、景観的効果の向上を図り、樹木本来の機能を維持する為の作業を円滑に行うために必要な事項を定める。

(1) 作業内容

場内の樹木の剪定，除草作業（剪定・除草した枝葉の処理作業を含む）

① 春季剪定作業

場所	主な作業内容
④体育センター周辺 ～野球場周辺 (体育センター北側法面含む)	除草作業 ヒラドツツジ，サツキの剪定 カナリーヤシの剪定 ウバメガシ等（体育センター正面）の剪定 レッドロビン・サザンカの剪定（野球場周辺）
⑤体育センター西側	除草作業 ヒラドツツジ，サツキの剪定 低木樹木の剪定 ウバメガシの剪定
⑥室内練習場周辺	除草作業 北側 ウバメガシの剪定 東側 ウバメガシ，サツキ，アベリアの剪定 ソテツ，モミジ，ムクゲ，ツゲ，フジ等の剪定 南側 アベリアの剪定
⑦東法面周辺	除草作業 ヒラドツツジの剪定（法面奥側を地面から1m，法面手前側を地面から2m程度まで刈り込む） アベリアの剪定（地面から80～100cm程度まで刈る）
⑧テニスコート周辺 (テニスコートスタンド含む)	除草作業 東側・南側 アベリアの剪定 西側 サツキ，ウバメガシ，レッドロビン等の剪定
⑨くろしおアリーナ周辺	除草作業 ヒラドツツジ，サツキの剪定 ウバメガシの剪定（地面から120cm程度まで刈る）
⑩西公園	除草作業 ウバメガシの剪定
⑪多目的広場南側	除草作業

※④と⑦は大量の枝葉の処理が必要となるが，全て処理すること。

② 秋季剪定作業

場所	主な作業内容
① 体育センター周辺 ～野球場周辺 (体育センター北側法面含む)	除草作業 ウバメガシ (体育センター正面) 等の剪定 レッドロビン・サザンカの剪定 (野球場周辺)
② 体育センター西側	除草作業 低木樹木の剪定 ウバメガシの剪定
③ 室内練習場周辺	除草作業 北側 ウバメガシの剪定 東側 ウバメガシ, アベリアの剪定 ソテツ, モミジ, ムクゲ, ツゲ, フジ等の剪定 南側 アベリアの剪定
④ 東法面周辺	除草作業 アベリアの剪定 (地面から 80~100cm 程度まで刈る)
⑤ テニスコート周辺 (テニスコートスタンド含む)	除草作業 東側・南側 アベリアの剪定 西側 ウバメガシの剪定
⑥ くろしおアリーナ周辺	除草作業 ウバメガシの剪定 (地面から 120 cm程度まで刈る)
⑦ 西公園	除草作業 ウバメガシの剪定
⑧ 多目的広場南側	除草作業

(2) 委託期間

令和2年6月15日～令和2年10月31日

- ① 春季剪定作業：令和2年6月15日から令和2年7月14日までの間
- ② 秋季剪定作業：令和2年10月1日から令和2年10月31日までの間

(3) 書類の提出

- ① 作業前に、作業員名簿および作業工程表を提出すること。
- ② 作業完了後に、作業前後の状況が分かる画像を添付した報告書を提出すること。

(4) 作業上の疑義

本仕様書に明記されない場合、あるいは疑義が生じた場合は、施設職員と協議するものとし、軽微なものについては、施設職員の指示するところにより処理するものとする。

(6) その他

作業責任者は毎回、必ず作業開始前及び終了後に、施設職員に連絡すること。

高知市東部総合運動場場内除草剪定業務 仕様書

- | | |
|----------------|---|
| 1. 適用 | 本編は、高知市東部総合運動場場内除草剪定業務に適用する。 |
| 2. 一般事項 | 植物への配慮については、対象植物の特性、活力及び環境条件等を勘案し、生き物としての植物に対する細心の注意と愛情をもって業務を行い、その目的を達するように努めること。 |
| 3. 施工時期 | 施工の時期については、天候、生育状態を考慮し、最大の効果が期待できるよう、施設職員と協議の上、進めること。 |
| 4. 施工についての事前協議 | 特に施工時期の定められたもの及び施工時期を逸すると効果の期待できない業務については、施設職員と事前に協議し、業務の進行を図るものとする。 |
| 5. 業務の着手 | 業務の着手は、施設職員と相談のうえ決めることとするが、業務内容により時期が指定されている場合は施設職員の指示に従うものとする。 |
| 6. 作業用機械器具 | 作業用の機械器具、道具類は、各作業に適するものを使用し、故障危険のないように整備するとともに予備を用意するなどして、業務に支障をきたさないようにすること。また、施設職員が不相当と認めたときは、取り替えを指示することがある。 |
| 7. 安全管理 | (1)業務の施工に当たっては、施設利用者等に充分注意して行うこと。
(2)業務の施工に当たり、施設、樹木を損傷しないよう充分注意して施工し、万一損傷した場合は受託者の負担で原形に復元すること。
(3)受託者は、人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、受託者の負担で応急措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について、遅滞なく文書で施設職員に報告すること。 |
| 8. 業務現場管理 | 受託者は、現場内に作業機械器具及び剪定した枝葉等が散乱せぬよう細心の注意を払い整理清掃を行うこと。 |
| 9. 樹木剪定 | (1)剪定の目的
剪定は樹形の骨格作り、樹冠の整正、込みすぎによる病虫害及び |

故損枝の発生防止等を目的として行う。

(2)主として剪定すべき枝

ア 枯 枝

イ 生長のとまった弱小の枝（弱小枝）

ウ 著しく病虫害に侵されている枝（病虫害枝）

エ 通風，採光，人車の通行等に障害となる枝（障害枝）

オ 折損によって危険をきたす恐れのある枝（危険枝）

カ 樹冠，樹型，生育上不必要な枝（冗枝，ヤゴ，胴ブキ，徒長枝，カラミ枝，フトコロ枝，立枝等）

(3)剪定の方法

ア 花木類は，花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定すること。

イ 剪定した枝葉は，作業日毎に収集し全て速やかに処理するとともに，樹木周辺をキレイに清掃すること。（翌日まで放置しないこと。）

10. 生垣剪定

(1) 冗枝，徒長枝等を剪定し，枝の整理を行った後，一定の幅を定めて両面を刈り込み，天端をそろえること。

(2) 1回の刈り込みの際に一度に刈り込まないで，数回の刈り込みを通じて徐々に刈地原形に仕立てていくこと。

(3) 生垣の高さと幅については，施設職員と協議して定めること。

11. 除草

除草は，機械除草又は抜き取り除草を行う。抜き取り除草の時は，既存地被類をいためないよう除草器具などを用いて取り除くこと。むらなく抜き取るか，可能な限り短くすること。また，不要と思われる雑木は施設職員と協議し，処分すること。

12. その他

植栽帯の内にあるゴミ等は，できるかぎり除去し，きれいに清掃すること。

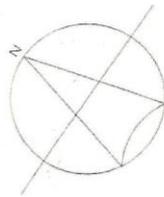
13. 後片付け

受託者は業務の完了に先立ち，速やかに不要材料等を整理処分すること。

14. 作業写真帳

作業写真は，着手前から完了までを同一箇所より同一方向で撮り，作業内容が確認できるように管理しなければならない。また，作業中の写真は，内容が把握できるよう適時撮ること。

高知市東部総合運動場



A : 体育センター周辺～野球場周辺

B : 体育センター西側

D : 東法面周辺

C : 室内練習場周辺

G : 西公園

※2階部分あり

F : くるしおアリーナ周辺

H : 多目的広場南側

E : テニスコート周辺

